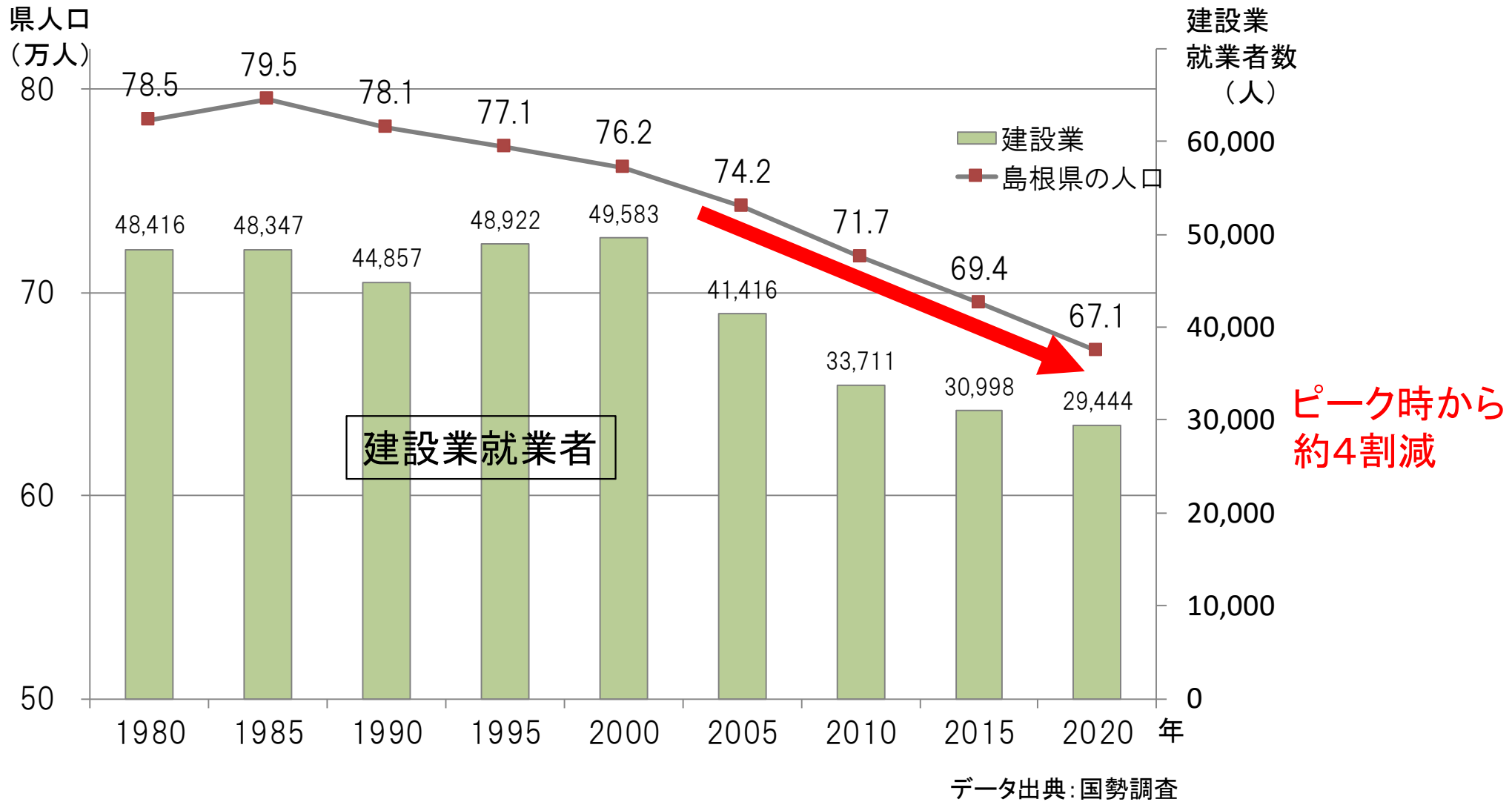
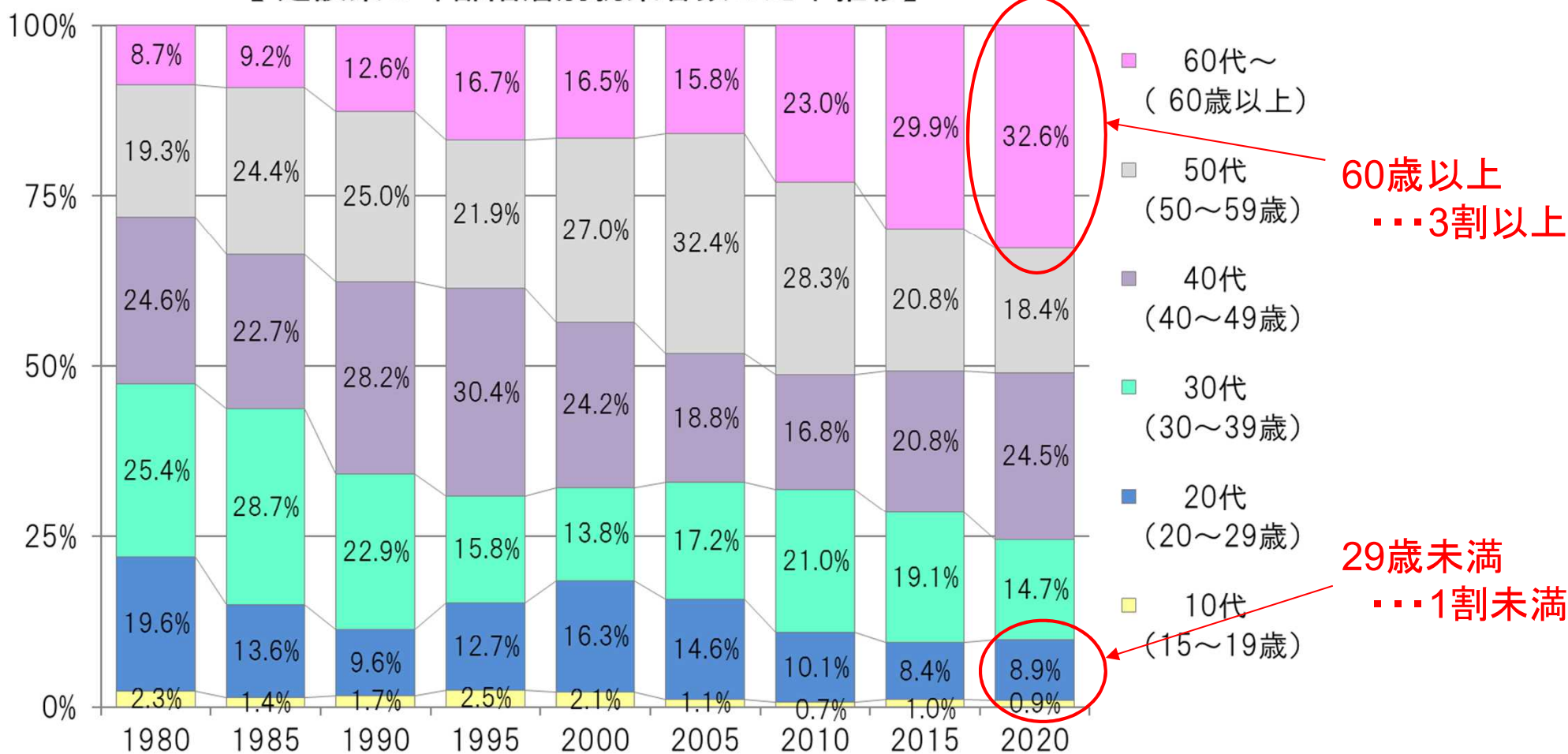


島根県における建設業の現状



建設業

【建設業の年齢階層別就業者数の比率推移】



データ出典：国勢調査

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)の3本柱

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

令和元年6月5日成立公布日(6月12日)から1年6ヶ月以内施行(目標令和2年10月頃)

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

働き方改革の推進

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

生産性向上への取組

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 建設業法にかかる政省令：年内整備予定
- 技士補設置にかかる部分「技術検定」「指定試験機関の指定」「交付手数料」については公布の日から2年以内に施行(目標：令和3年4月頃)

- 基本方針・運用指針
現在案を作成中、その後自治体、関係団体、有識者に諮り
- 基本方針：令和元年9月末閣議決定予定
- 運用指針：令和2年当初閣議決定予定

○発注者の責務

- 適正な工期設定(休日・準備期間等を考慮)
- 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> 令和元年6月14日公布、同日に施行

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・ 公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をとともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・ 週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・ 週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・ 昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・ 各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・ 労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・ 建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・ 技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・ 能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・ 民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・ 全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・ 社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・ 中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・ 生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・ 個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・ 建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・ 工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・ 建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・ 現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・ 補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

【経過】

- 労働環境を改善し、魅力ある建設現場創出のために、平成30年10月より週休2日工事の取り組みを開始しています。
- 週休2日の確保に伴って必要となる経費の計上、さらに工事成績評定への加点等を行っています。
- 令和3年4月から週休2日工事の取り組みを一層進めるため、「発注者指定型」を導入
- 令和3年5月から全ての市場単価方式による積算に補正係数が適用
- 令和4年3月から災害復旧工事で、週休2日対象工事（受注者希望型）を拡充
- 令和4年4月から原則、全ての工事で4週8休の発注者指定型で発注

① 週休2日対象工事（受注者希望型）⇒（発注者指定型へ）

島根県土木部（建築住宅課を除く）・農林水産部が所管する全ての工事
（災害復旧工事や維持工事、工期等に制約がある工事は除く）

② 災害復旧工事で週休2日対象工事（受注者希望型）拡充

災害復旧工事は、週休2日対象工事（受注者希望型）で取り組みを拡充
今後、維持工事や工期等に制約がある工事にも適用拡大を検討していく

③ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上（4週6休以上）

週休2日の実施に伴い、工期が現在より長くなることを見込まれることから、労務費（人件費）、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上 [要領等](#) [県HP：トップ](#) > [環境・県土づくり](#) > [技術管理](#) > [技術管理情報](#) > [積算基準・単価](#) > [お知らせ](#) > [週休2日](#) > [週休2日工事の試行](#)

④ 工事成績評定による加点

工事成績評定において、4週8休以上を実施できた工事について、「工程管理」の項目の中で評価

⑤ その他

今後、県内全市町村の発注工事においても導入されるよう、県としても努力していく



島根県土木部技術管理課
担当者名 グループリーダー森山
TEL 0852-22-5924
Email sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

さらに働きやすい建設現場を目指します (週休2日工事の取り組みを一層進めます)

建設業は、地域の住民の生活に必要な除雪、道路や河川の災害復旧、橋等の維持管理など県民の皆様が安心して生活するための支えとなっています。

島根県では令和3年4月から「4週8休相当の休日確保して工事を行うこと」を施工の条件[※]とした制度を新たに導入し、(一社)島根県建設業協会とともに、さらに働きやすい建設業界の環境づくりを目指します。

※ 発注者指定型の週休2日工事

島根県公共工事の週休2日工事を推進するためのスケジュール

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
(H30年10月から実施中) 受注者希望型 (4週6休～8休)	【減額方式】				
	50%目標	発注者指定型 (4週8休)			
		原則、全ての工事を発注者指定型			
					改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～
					【増額方式】

- ・週休2日工事とは、工事期間を通して4週8休相当を言い、週2日の休日を取得する完全週休2日とは異なる
- ・受注者希望型とは、契約の後に受注者へ意向確認した上で4週6休～8休の取り組みを行う工事
- ・令和3年度は、県発注工事件数（建築工事は除く）の半数を目標として、週休2日発注者指定型を導入する
- ・令和4年度以降は、県発注工事件数（建築工事は除く）の全てで週休2日発注者指定型を導入する
- ・増額方式：発注時点では週休2日に係る費用を見込まず、休日確保の実績を確認して増加費用を支払う方式
- ・減額方式：発注時点から週休2日に係る費用を見込み、4週8休相当が確保できなければ、見込んだ費用を減じる方式

今こそ生産性向上のチャンス

□労働力過剰を背景とした生産性の低迷

- ・バブル崩壊後、建設投資が労働者の減少を上回って、ほぼ一貫して労働力過剰となり、省力化につながる建設現場の生産性向上が見送られてきた。

□生産性向上が遅れている土工等の建設現場

- ・トンネルなどは、約50年間で生産性を最大10倍に向上。一方、土工やコンクリート工などは、改善の余地が残っている。(土工とコンクリート工で直轄工事の全技能労働者の約4割が占める)(生産性は、対米比で約8割)

□依然として多い建設現場の労働災害

- ・全産業と比べて、2倍の死傷事故率(年間労働者の約0.5%(全産業約0.25%))

□予想される労働力不足

- ・技能労働者約340万人のうち、約110万人の高齢者が10年間で離職の予想

- ・労働力過剰時代から労働力不足時代への変化が起こりつつある。
- ・建設業界の世間からの評価が回復及び安定的な経営環境が実現し始めている今こそ、抜本的な生産性向上に取り組む大きなチャンス

プロセス全体の最適化

□ICTの全面的な活用

- ・測量、設計から施工、検査、さらには維持管理・更新までの全てのプロセスにおいてICTを導入

□規格の標準化

- ・寸法等の規格の標準化された部材の拡大

□施工時期の平準化

- ・2カ年国債の適正な設定等により、年間を通じた工事件数の平準化

プロセス全体の最適化へ

従来：施工段階の一部



今後：調査・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新まで

i-Constructionの目指すもの

- 一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善
- 建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るなど魅力ある建設現場に
- 死亡事故ゼロを目指し、安全性が飛躍的に向上

ICTの全面的な活用 (ICT活用工事)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



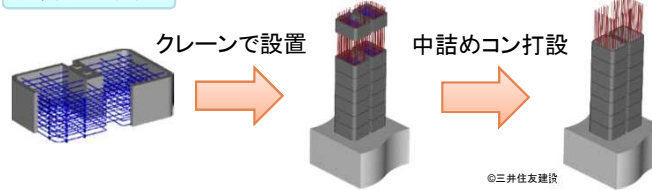
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。



現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用

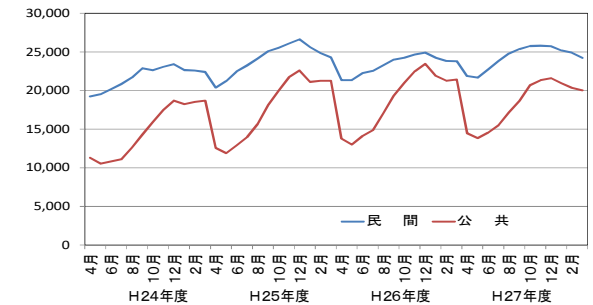


プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工

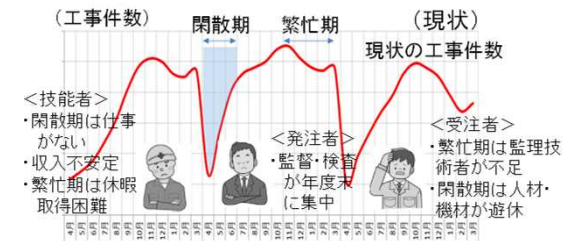


施工時期の平準化

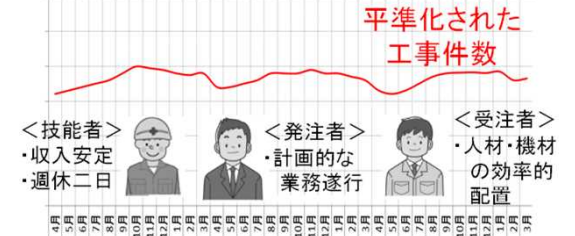
- 公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年県債やゼロ県債を設定**。



出典：建設総合統計より算出



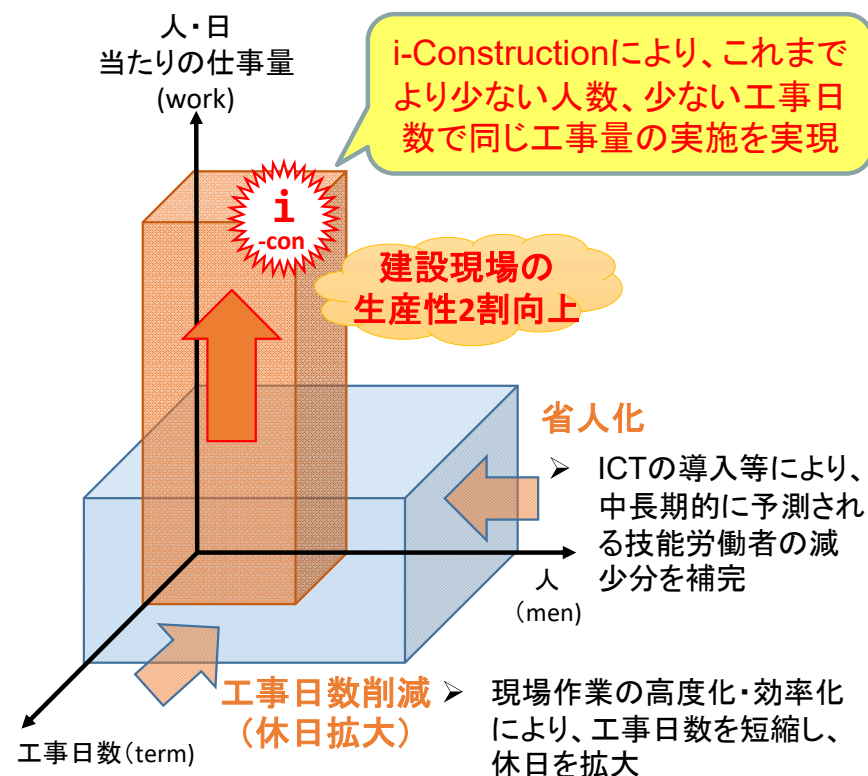
平準化 (i-Construction)

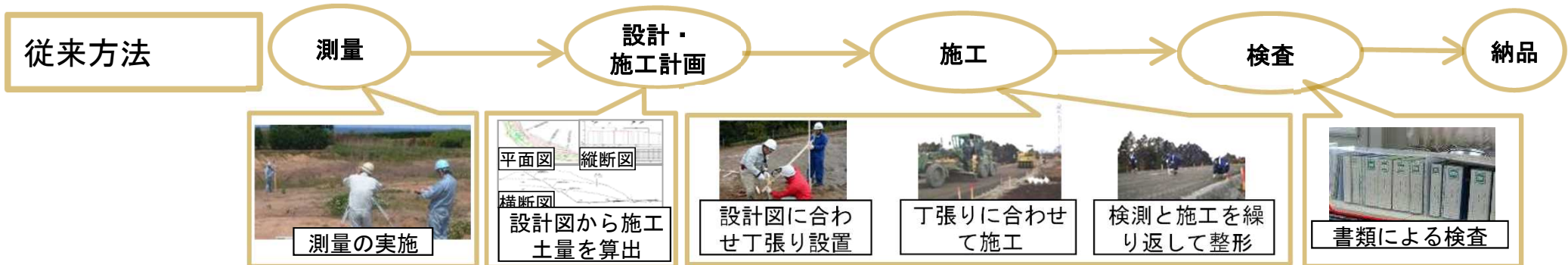
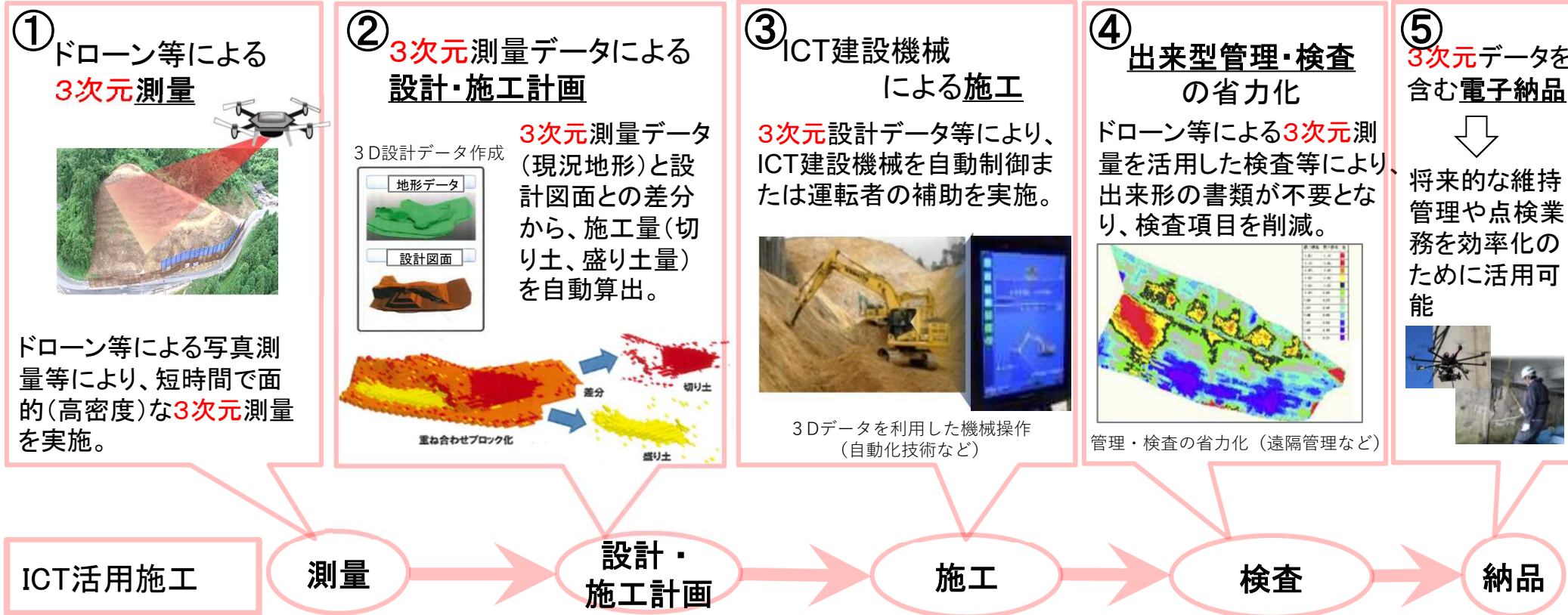


- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。
- 目標達成に向け、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入。
- 従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場に劇的に改善。



【生産性向上イメージ】

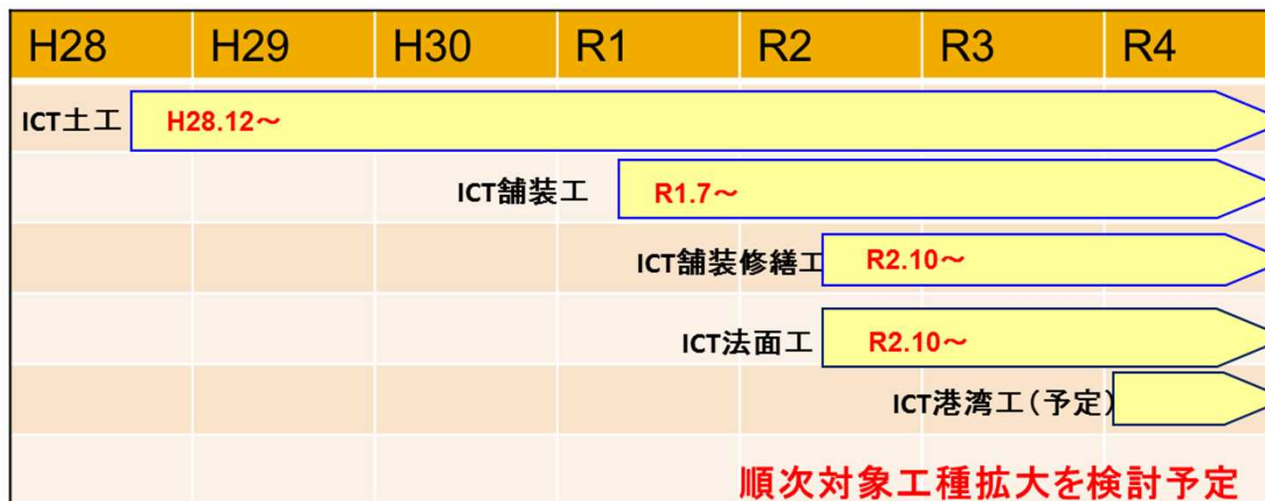




これまでの取組

⇒国の方針 「i-Construction」H28年度～R7年度

⇒島根県はH28年12月にICT活用工事実施要領を策定し、随時対象工種を拡大



ICT活用工事 実施件数

年度	ICT土工	ICT舗装工	ICT舗装修繕工	ICT法面工	小計
H28	5				5
H29	8				8
H30	13				13
R1	20	10			30
R2	15	9	4	1	29
R3	24	9	9	6	48
合計(件)	85	28	13	7	133

(2022年3月時点:実施中の工事を含む件数)

建設現場でのICT活用による効果

これまでの 県内企業アンケート結果 より

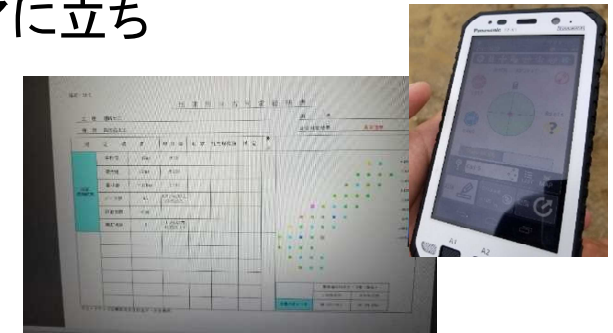
1. 施工の効率化、品質の向上

- 丁張り作業が無くなったため、準備作業において大幅に手間が削減
- 重機を降りずに高さ確認が出来、作業の効率化
- 若手オペレータでも熟練オペレータなみの施工可能
- 法面整形作業がより効率的に行うことができ、品質向上にもつながる



2. 安全性の向上

- 仕上がり面の確認頻度が減少し、斜面へ登る等の不安全行為が無くなる
- 施工途中での丁張り設置及び施工確認のために作業員が重機エリアに立ち入る必要が無くなる



3. 施工計画等の見える化

- 3次元データの活用により発注者とイメージの共有
- 作業員全員で現場の状況を共有することで、作業計画及び仮設計画の効率化を図ることができ、また安全性の向上が図れる



建設現場でのICT活用による効果

2020年9月 県内企業アンケート結果より

副次的な効果として…働き方改革の推進にも繋がる可能性

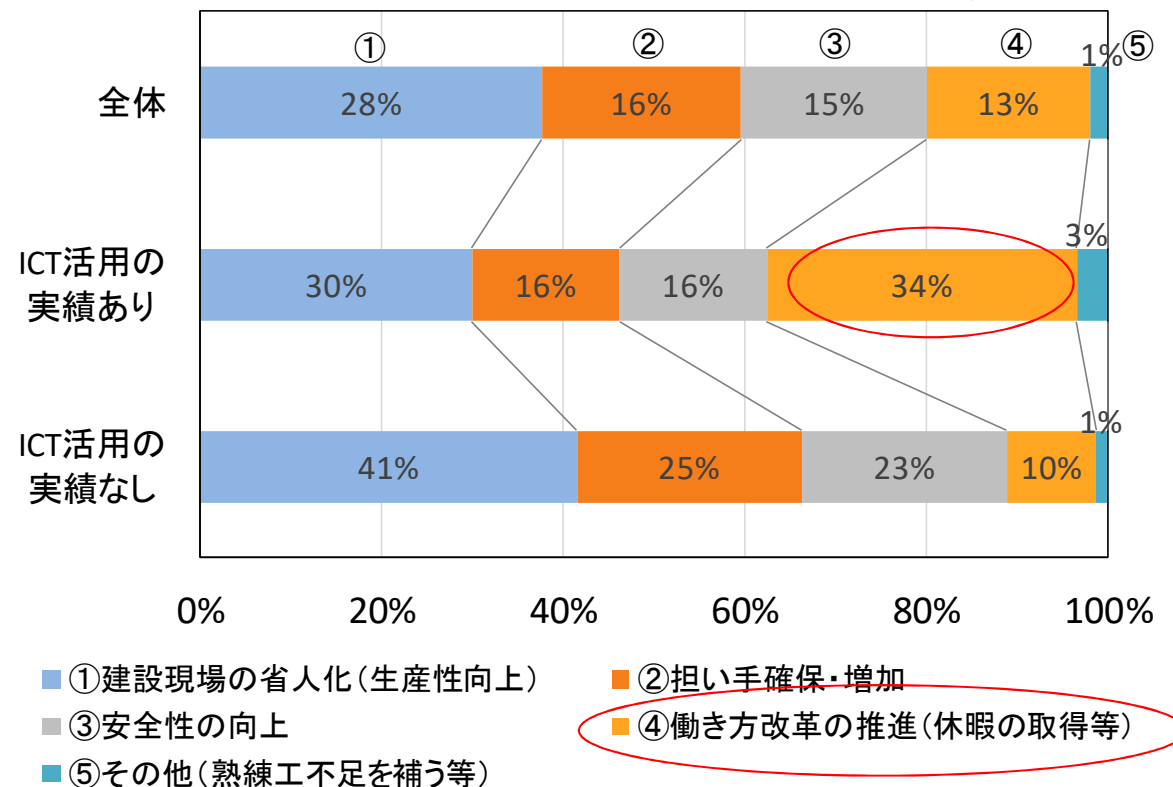
天候等に左右されやすい現場作業減



計画的な休暇の取得等について
ICT活用の実績あり企業の方がより
多く期待している ⇒ 実現性高い

ICT活用をする上で期待する効果

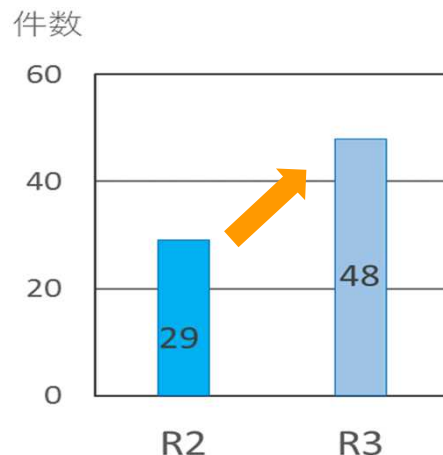
(回答174社 複数選択可)



R3年度のICT取組結果

ICT活用工事実施件数

- 令和3年度
対象工事の範囲拡大
- ・ICT土工
10,000㎡以上 ⇒ 5,000㎡以上
- ・ICT舗装工
3,000㎡以上 ⇒ 2,000㎡以上



ICT実施率・企業経験率

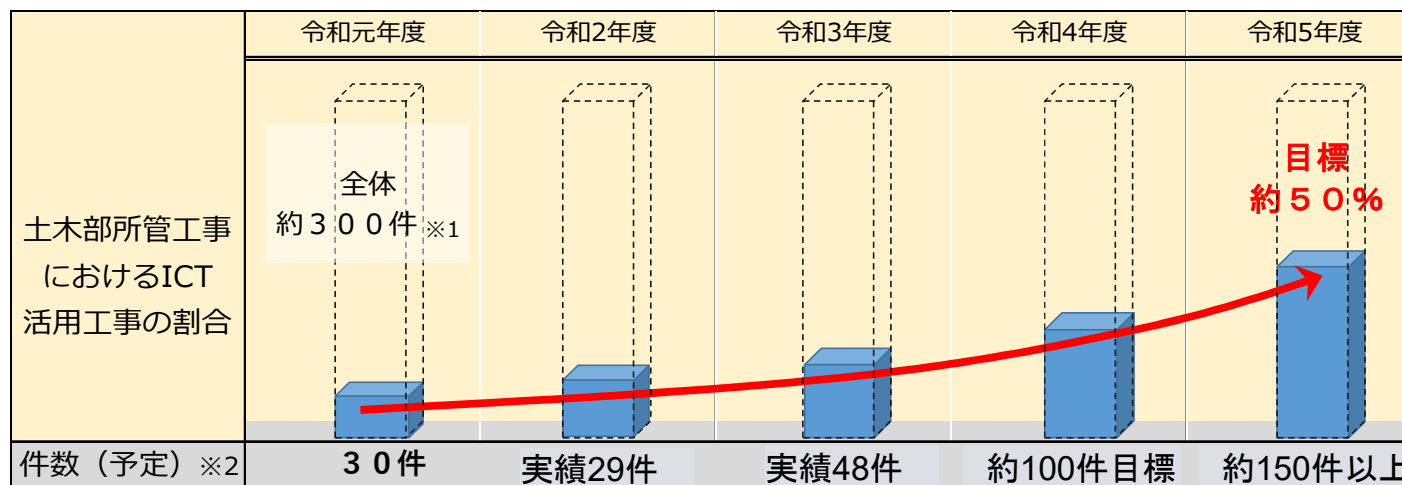
	R2	R3 (見込)
ICT土工 実施率(※1)	13%	20%
ICT企業 経験率(※2)	30% (36社)	39% (45社)

※1 土工(小規模、災害復旧工事を除く)の工事の内、ICT活用を実施した割合
 ※2 土木一式Aランク建設企業のうち、ICT活用工事を経験した企業の割合
 (県内企業アンケート結果より)

今後の推進目標(ロードマップ)

島根県土木部の推進目標

R3年3月設定



一定規模以上の工事(土工・舗装工・舗装修繕工・法面工等)におけるICT活用割合を、令和5年度までに約50%を目指す